

令和3年度第8回

南国市農業委員会議事録

令和3年11月8日（月）

令和3年度第8回農業委員会議事録

日 時 令和3年11月8日（月） 午後1時30分～午後2時30分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

- 議 題
- （1）農地法第3条の規定による許可申請の件
 - （2）農地法第4条の規定による許可申請の件
 - （3）農地法第5条の規定による許可申請の件
 - （4）南国市農用地利用集積計画の件
 - （5）農業委員の辞任届の件について（当日提案）

- 議題外
- （1）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
 - （2）使用貸借の合意解約通知の件
 - （3）非農地証明願いの件
 - （4）農地法第3条の規定による許可の取り消し願の件
 - （5）南国市農用地利用集積計画の内容変更の件

出席者（農業委員 18名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2 番 池 正人	3 番 田岡 崇	4 番 山本 桂	5 番 今井 まち
6 番 北村 一弘	10 番 武市 忠雄	11 番 末政 隆一	12 番 平田 修三
13 番 瀧田 好典	14 番 鈴木 郁馬	15 番 瀧田 章孝	16 番 垣内 育男
17 番 松岡 清	18 番 森尾 晴代	19 番 植野 永子	

欠席者（農業委員 1名）

7 番 面井 一成

出席者（農地利用最適化推進委員 11名）

3 番 門田 俊一	5 番 金田 善充	6 番 門田 理博	7 番 利岡 邦彦
8 番 西岡 祐三	10 番 北原 章吾	11 番 山北 泰司	12 番 杉本 和繁
13 番 武内 俊暁	15 番 岡田 廣志	17 番 井上 丈夫	

欠席者（農地利用最適化推進委員 6名）

1 番 西本 良平	2 番 岩原 英幸	4 番 笥 和幸	9 番 山本 修平
14 番 浜田 勉	16 番 橋詰 昌明		

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 事 穂積 孝昌	

議事録署名委員

2 番 池 正人	4 番 山本 桂
----------	----------

会長	みなさんこんにちは。時間が参りましたので、ただいまから第8回の農業委員会の定例総会を行いたいと思います。本日の欠席届がでております。推進委員で1番の西本委員、2番の岩原委員、4番の寛委員、9番山本修平委員、16番の橋詰委員、西岡君は上がってきたかね。本日の署名人ですが、2番の池委員と4番の山本桂委員さんお願いします。今月の現地確認ですが、11月15日の1時に事務所に集合をお願いします。確認は、16番の垣内委員さんと19番の植野委員さん、推進委員では6番の門田委員さん、かまいませんかね？よろしくお願いします。今月の議案は、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件と南国市農用地利用集積計画についてです。なお、先ほど局長から冒頭でありましたが、その他の件と今月から農地パトロールの報告会をおこないます。この農地パトロールにおきましては、農業委員、推進委員の皆さん本当にご苦勞様でございました。無事全地域を回りまして終わっておりますので、順次報告会で報告をしていただきたいと思います。 それでは議案1号から入ります。議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について、農地法第3条権利移動許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法施行規則第10条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。 令和3年11月8日、南国市農業委員会会長武市憲雄、申請受理件数5件、申請受理面積、田3,144㎡、畑1,202㎡、計4,346㎡となっております。先に審議に入る前に、受付番号の52号、田岡委員さんが代理申請人となっておりますのでそちらを先に審議したいと思います。田岡委員さん。 （3番 田岡委員 退席） 事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第1号農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書4ページ

	をご覧ください。受付番号 52 号です。譲受人は 41 歳。申請地は、八京の畑、2 筆で計 1,110 m² 売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、山林化したところを除き、すべて耕作されています。譲受人は、耕運機等を所有しており、農作業歴は 5 年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足しても下限面積の 3,000 m² 未満ですが、同時に利用権設定も申請されています。21 ページの 224 号をご覧ください。こちらの面積 1,566 m² を足すと 3,000 m² 以上となり下限面積要件を満たします。取得後は、野菜を作ることなので周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、審議よろしくお願いたします。 会長 事務局より説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。 （質問・意見なし） ないようでございますので、農地を第 3 条第 1 項の規定により許可してよろしいか審議を願います。 （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい。そのように取扱いをいたします。 （3 番 田岡委員 入室） それでは、残りの案件について事務局説明をお願いします。
藤田次長	4 ページの受付番号 50 号です。譲受人は 59 歳。申請地は、元町の田畑、3 筆で計 452 m²、売買による所有権移転で、自作地の隣を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作または管理されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は 26 年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m² を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、隣地同様に栗を植えるため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。50 号は以上です。 受付番号 51 号です。譲受人は 68 歳。申請地は、廿枝の田 3 筆で計 1,196 m²、売買

による所有権移転で、自宅の隣で耕作に便利であるため取得するものです。譲受人の経営農地は、全て耕作されています。譲受人は、耕運機を所有していますが、トラクターなどの大型農機具を所有していないため、トラクターは、近く知人から譲渡してもらう予定で、その他の機械は、知人に借りるとのことです。農作業歴は10年で、農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。51号については以上です。

受付番号53号です。譲受人は43歳。申請地は、堀ノ内の田3筆で計1,569㎡、売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどを所有しており、農作業歴は25年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。53号については以上です。

受付番号54号です。こちらの案件については下限面積の例外規定による申請となりますので、当日配布資料もお手元にご準備ください。譲受人は53歳。申請地は、小籠の田19㎡、贈与による所有権移転で、自作地の隣地を取得するものです。譲受人の経営農地は、すべて耕作されています。譲受人は、トラクターなどは所有していないため、作業委託をしています。農作業歴は30年で、農作業には本人が従事しています。周辺農地への影響については、これまでと同様に耕作するため、影響を与えることはないということです。次に下限面積要件ですが、譲受人の経営面積と申請地をあわせても、5,000㎡未満となるため、例外規定による申請になります。農地法施行令には、下限面積要件の例外規定があり、その例外規定に該当していれば許可が可能になります。では、その例外規定について説明いたします。資料は、当日配付資料の2ページをご覧ください。農地法施行令の中で、下限面積の例外規定は、第2条第3項に示されています。今回の案件は、その中の3号に該当するかどうかという判断になります。3号の赤字の部

会長	分をご覧ください。その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作している者が権利を取得すること、となっています。申請地がこれらの要件を満たしていれば、許可が可能になります。では、申請地の位置面積などについて説明いたしますので、3ページ目をご覧ください。こちら、位置図になります。申請地は赤色の部分で、青色で囲んだところが譲受人の自作地になります。次に、4ページ目をご覧ください。航空写真になります。申請地の東側は宅地、西側は、譲受人の自作地で、自作地では花を作っているとのこと。申請地の形状は、細長く、面積も19㎡と狭小です。また、申請地の南側は一部水路になっています。現地の状況については、次の5ページ目に写真をつけていますので、ご確認ください。以上のことより、下限面積要件については、例外規定に該当するかの判断をお願いします。なお、現地確認時の担当委員からは、申請地は、狭小で、隣接する譲受人の農地と一体で利用しなければ耕作することが困難な農地であり、例外規定に該当し、許可相当との意見になっております。以上、50号から54号まで、審議よろしく願いいたします。 はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。先ほども事務局の方から54番の説明がありましたが、初めてこういう案件がございましたが、事務局から詳しく説明をしていただきました。これについても何かご質問なりあればお聞きしたいと思います。ないですか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、受付番号54号も入れまして、農地法第3条第1項の規定により、許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年1
-----------	---

穂積主事	1月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数1件、申請受理面積、田13㎡、畑0、計13㎡。事務局説明をお願いします。 議案第2号を説明します。受付番号6号です。議案書は6ページ、別紙は2ページです。申請地は南国市岡豊町小蓮の田13㎡、所有権の移転により集合住宅の一部への転用です。まず、別紙の方をご覧ください。集合住宅というのが一体利用地の青色の部分で、今年7月の定例総会で許可相当であると判断し、県からも9月21日に許可を得ているものです。今回、集合住宅建築地の北側に残地として残していた農地を敷地の一部として転用するものです。もともとこの残地は第三者に売却予定だったのですが、その話が流れてしまったため急遽追加する形で申請に至っております。立地基準については、いずれの農地区分にも該当しないその他2種農地で転用に差し支えない場所であると判断しております。次に別紙3ページをお願いします。すでに許可が出ている集合住宅2棟、駐車場、運動スペースなどに加え、北側に申請地が追加されます。進入計画、排水計画、造成計画等に特に変わりはありません。開発許可については、許可見込みがあることを確認しています。なお、現地確認にて、申請地部分はまだ許可が出ていないにもかかわらず工事がされていることが分かったため、始末書の提出及び、許可の下りていない申請地部分については工事をストップするよう指導しています。以上で議案第2号の説明を終わります
会長	はい。それでは、事務局より説明がございました。これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第4条第3項の規定により、意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい、そのように取り扱いをいたします。続きまして、議案第3号、農地法第5条権利移動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理し

穂積主事	ましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和3年11月8日、南国市農業委員会会長、武市憲雄、申請受理件数6件、申請受理面積、田 9,307.81 m²、畑 0 m²、他 533 m² 計 9840.81 m²、事務局説明をお願いします。 はい、議案第3号を説明します。受付番号35号です。議案書9ページ、別紙4ページです。申請地は南国市田村の田、7筆で6,726 m²。賃借権を設定して、砂利採取を行うものです。転用期間は許可日から1年間です。申請地の農地区分は、農用地区域内の農地ですが、例外規定に該当するため立地基準を満たします。その例外規定というのが二つあり、一つ目が、最長3年間の一時的な利用に供するために行うものであること。この点は、1年間の許可期間という中で最終的には農地に復元することが確約されておりますので問題ありません。二つ目は南国市農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことがないこと。これに関しましては南国市農林水産課の方に問題ない旨を確認済みです。周辺農地に悪影響がないこと、また農地へ復元するという条件が満たされれば支障を及ぼすおそれがないと判断されています。以上のことから立地基準を満たしていると判断します。つづいて土地利用計画については別紙5ページから7ページとなっております。まず申請地への進入に関しては南側市道から1か所、敷地内には表土置き場、水切り場などを掘削箇所にあわせながら設置します。掘削時の最大の深さは図面のとおり7mとなります。以上が利用計画になります。周辺営農への影響については、建築物等の設置はないため日照・通風の影響はなし、排水計画は、雨水自然浸透により他農地への流入がないことから影響なしと現地確認で判断しています。その他、隣接農地の所有者、土地改良区からの同意を得ています。本件は以上です。 続きまして、受付番号36号、議案書は9ページ、別紙は8ページです。申請地は西山の登記田、現況原野の970 m²。所有権の移転で、太陽光発電施設への転用です。譲受人はここ最近で太陽光発電事業に参入した法人であり、すでに香美市で2件の太陽光発電施設を運営しています。申請地は道路に面しており日当たりが良い土地であるため
------	--

選定したとのことです。農地区分について、J Rとさながおか駅から概ね 500 メートル以内にあるため 2 種農地であると判断し、立地基準を満たします。つぎに別紙位置図 9 ページです。配置は図の通りです。造成計画については盛土、切土はせず、雑草対策のため防草シートを張ります。進入は申請地南側に接する道路から侵入します。排水については、汚水は発生せず雨水は全面自然浸透、オーバーフロー分は既存の放流口を利用して西側の水路及び南側の水路に放流します。周辺の状況については、周辺農地は申請人所有の農地と、申請地より 4m 以上離れた農地のみで同意は不要と判断しています。また、現地確認でも周辺営農への問題はないと意見をいただいています。本件は以上です。

次に受付番号 37 号、別紙は 10 ページです。申請地は南国市立田の田 2 筆、合計 514 m²。所有権の移転で駐車場への転用です。譲受人は会社の駐車場として利用している場所に工場を建築する予定であり、そのため新たに駐車場のスペースを用意するため、申請に至っております。立地基準についてですが、申請地は 10ha 以上の集団農地に属するため 1 種農地に該当し、基本的に転用が難しい農地ですが、例外規定の既存施設の拡張に該当するものと考えております。既存施設の拡張というのが、もともとある施設の 1/2 までの広さで隣接する農地であれば、1 種農地であっても例外的に転用可能というものです。つぎに別紙 11 ページをお願いします。配置は図の通りです。下の方にある駐車場が今回転用する場所で上の方にある建物が隣接地になります。斜線の引かれてある未建築建物と書かれてある部分がもともと駐車場として利用していたスペースです。駐車場については造成はせず、平らになるように整地のみ行います。駐車場へは既存のスロープから進入し、22 台分の駐車スペースを用意します。排水については、汚水は発生せず、雨水は全面自然浸透させます。他法令については、周辺の状況については、申請人所有の農地、同意のある農地及び宅地となっております。現地確認にて周辺農地に影響はないものと判断しています。本件は以上です。

続きまして受付番号 38 号、別紙位置図は 12 ページです。申請地は久枝の登記原野、

現況畑の 553 m²、所有権の移転で太陽光発電施設への転用です。選定理由としては、申請地は草刈りなどの維持管理ができていない耕作放棄地で、土地の有効活用のため譲渡人から譲受人へ打診があったためです。農地区分はいずれの農地区分にも属さないその他の農地に該当するため 2 種農地であると判断しており立地基準を満たします。つぎに別紙 13 ページです。配置は図のとおりです。パネル周辺は 1.2 メートルほどのフェンスで囲みます。進入は南側道路からから進入します。造成はせず、草刈り等の整地のみ行い、防草シートを張る予定です。排水については、汚水は発生せず雨水は全面自然浸透させます。周辺の状況については、同意のある農地及び宅地です。現地確認にて周辺農地に影響はないものと判断しています。本件は以上です。

受付番号 39 号です。別紙は 14 ページです。申請地は南国市岡豊町中島の田、879 m²の内 362.81 m²、使用貸借権の設定で分家住宅への転用です。選定理由としては、子が生まれ現住居が手狭になったこと、実家に近い場所で相互扶助が可能であるため選定したとのことです。農地区分は 10ha 以上の集団農地に属するため 1 種農地と判断していますが、集落の接続により例外的に立地基準を満たすものと考えます。次に別紙 15 ページをお願いします。配置は図の通りです。倉庫・作業場というのが既存の建物になります。現状より 45センチ嵩上げをし、砂利、碎石を敷く予定で、進入路は北側市道からです。排水については、汚水は浄化槽を經由し北側市道に排水、雨水も汚水同様北側市道側溝に排水、地元より排水に関する同意書の提出があります。他法令については、開発許可見込みがあることを担当課に確認しています。本件は以上です。

最後に受付番号 40 号、別紙は 16 ページとなります。申請地は南国市前浜、登記田、現況雑種地の 735 m²です。こちらは既に資材置き場に違反転用されており、その是正の申請になります。現地の写真は当日配布資料の 6 ページに載せてありますのでご覧ください。位置図の青色の部分がかももとの資材置場で、黄色部分が違反転用の資材置場となっております。それでは申請地が違反転用されるまでの経緯を説明します。議案書 31 ページの報告 4 号、農地法第 3 条の規定による許可取り消し願の件を確認お願いし

	ます。この取り消し願の申請地は5条転用の申請地と同じ土地です。平成30年に譲渡人●●氏から譲受人●●氏に農地法3条により売買されました。3条で売買されたため●●氏は3年3作する必要がありますが、売買された翌年に5条申請の譲受人である●●氏に転用の許可なく資材置き場として使用させております。このため違法状態を是正するために、●●氏から●●氏への3条許可の取り消し、そして●●氏から●●氏への違反転用行為の追認の農地法5条申請の二つの手続きが必要となります。次に、申請内容の説明に移ります。農地区分は農用地区域内の農地で、現在農振地の除外申請中です。除外が完了された場合、10ha以上の集団農地に属するため1種農地に該当しますが、例外規定である既存施設の拡張に該当するため立地基準を満たすものと考えます。別紙17ページをご覧ください。既存の施設というのが、北側にある●●とその南側の東側にある既存の資材置場です。新たに西側に資材置き場を転用するという形で例外規定を満たすものです。すでに転用行為は完了していますが、約20センチ嵩上げをしています。進入路は、南西角に1か所、西側北寄りに1か所、北東角に1か所の計3か所です。排水については全面自然浸透させます。隣接農地所有者及び土地改良区からは同意を取得済みです。本件は以上です。以上で、3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
会長	はい、事務局より説明がありましたが、これについてご質問、ご意見はございませんか。ないようでしたら、受付番号40番について地元の池委員さんにもご意見を聞きたいと思います。池委員さんよろしくをお願いします。
池委員	違反状態のままではどうしても●●さんがやっていく事業の中でそのままにしておく訳にはいきませんので、申請を出してもらっておりました。本来なら除外が6月末で通る予定でしたけども、正しい方向にちゃんと手順を踏んでいってもらえるということに関しては、地元の委員としては問題ないのかなというふうに思います。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。この件について、事務局より農振の除外がまだできていないということで、役員会並びに池委員さんにも来てもらって協議しました。私と

	局長と穂積、3人が県に行きました。県では12月中には許可を下すようにはできやせんろうかと、確約やないけんど貰うてきたので報告をいたします。他にご意見ご質問はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。言い抜かっていたところがありますので事務局ちょっと言うちゃって。
穂積主事	先ほどの受付番号40号についてですが、まだ現状農振の除外が終わっていない状態ですので、除外が完了すれば許可にするという形でいいのかなと思いますけどかまわないでしょうか？
会長	事務局が追加で報告しましたが、かまいませんか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。それでは続きまして、議案第4号、南国市農用地利用集積計画について下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか協議を願います。令和3年11月8日、南国市農業委員会会長、武市 憲雄。まず、受付番号213号について、私の案件でございますので先に審議をお願いいたします。副会長、司会をお願いいたします。 (会長 退席)
高芝副会長	それでは受付番号213番について事務局の方から説明をお願いします。
藤田次長	はい、議案第4号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。18ページの213号を説明します。借人は、75歳。申請地は、大桶の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うといふものです。以上、審議よろしくお願ひいたします。

高芝副会長	事務局から説明がありましたが、この件についてご意見ご質問がありましたらお願いします。ないですかね？ (質問・意見なし) ないようでしたら、この案件について承認してよろしいですか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱わせていただきます。 (会長 入室)
会長	次に受付番号の２１６から２１１、２２５と２２６号については武市忠雄委員さんが関連にありますので。 (１０番 武市忠雄委員 退席) ほな、事務局説明をお願いします。
藤田次長	１９ページの２１６号から全部で８件あります。まず、２１６号から２２１号まで説明します。借人は農地所有適格法人です。 ２１６号の申請地は、大桶の田で、５年の賃借権を更新するものです。賃料は、１０aあたり米６０kgを物納するものです。 ２１７号の申請地は、篠原の田で７年の賃借権を更新するものです。賃料は、１筆で米６０kgを物納するものです。 ２１８号の申請地は、大桶の田で７年の賃借権を更新するものです。賃料は、１０aあたり米６０kgを物納するものです。 ２１９号の申請地は、大桶の田で７年の賃借権を更新するものです。賃料は、１０aあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うものです。 ２２０号の申請地は、小籠の田で７年の賃借権を更新するものです。賃料は、１０aあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うものです。 ２２１号の申請地は、篠原の田、７年の賃借権を更新するものです。賃料は、１０aあたり米６０kgを物納するものです。全て水稻を作るといことです。

	21ページの225号と226号です。申請地はいずれも大桶の田で、7年の使用貸借権を更新して水稻を作るというものです。以上8件について、審議よろしく願いたします。
会長	はい、事務局より説明がございました。ご意見、ご質問はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (10番 武市忠雄委員 入室) 次に、受付番号224号、田岡委員さんが代理申請をしておりますので田岡委員さん。 (3番 田岡委員 退席) 事務局説明をお願いします。
藤田次長	はい、21ページの224号です。借り人は41歳、申請地は八京の田で3年の使用貸借権を設定してこんにゃく芋と四方竹などを作るというものです。以上、審議よろしく願いたします。
会長	はい、事務局より説明がございました。ご意見、ご質問はございませんか？
池委員	すいません。これ3条の所で出てきちゃったがですね？これでもしいかんて言われたらどうなるがですか？さっきの3条の方がいかなるがでしよ。審議としては特別にこれだけ審議しちよいてから、3条の方をやるべきではないですか？今回の場合は。
会長	どう、事務局。
池委員	でちゅうて言うけど、ここでいかんて言われたらよねその面積に達せんわけやん。臨時的に先にこれをやっちゃいってから申請するべきやないです？
武市忠雄委員	同時によ。先にじゃなくて同時にやっちゃかないかん。
会長	はい、これからはそういうふうにします。他にございませんか？

藤田次長	(質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。 (3番 田岡委員 入室) はい、事務局残りをお願いします。 はい、それでは12ページです。ここからは農地中間管理事業のため、当日配付資料もご覧ください 195号です。資料は7ページです。申請地は、西山の田で、15年の使用貸借権を設定するというものです。 196号です。申請地は、西山の田で、15年の使用貸借権を設定するというものです。 197号です。資料は8ページです。申請地は、下末松の田で、3年の使用貸借権を設定するというものです。 198号です。資料は9ページです。申請地は、篠原の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 199号です。資料は10ページです。申請地は、東崎の田で、5年の賃借権を更新するというものです。賃料は、10aあたり10,000円を口座振込するというものです。 200号です。資料は11ページです。申請地は、陣山の田で、5年の使用貸借権を更新するというものです。以上が農地中間管理事業です。 次に16ページの201号です。譲受人は、農地所有適格法人です。申請地は植田の田で、5年の賃借権を設定して、ショウガを作るというものです。賃料は10aあたり50,000円を口座振込するというものです。 202号です。借人は一般法人のため、農地を適切に利用していない場合は契約を解除するという条件をつけて、農地を借ります。申請地は、十市の畑で、25年の賃借権
-------------	--

を設定して葉物野菜を作るといものです。借人は、園芸用施設の設計、施工また給排水工事の設計、施工などを行っている法人で、耕作計画書によると、多角的な経営を目指し、長年携わっているハード面の栽培設備のノウハウを活用し、ハウスを建てて、水耕栽培により葉物野菜を作るとのことです。賃料は、4筆で200,000円を口座振込するというものです。

203号です。借人は74歳。申請地は大塚の田で、3年の賃借権を設定してオクラ・野菜類を作るといものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払うといものです。

204号です。借人は69歳。申請地は、稲生の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るといものです。賃料は10aあたり米30kg相当の金額を口座振込するといものです。

205号です。借人は43歳。申請地は、立田の田で、10年の賃借権を設定して水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり米60kgを米と現金で支払うといものです。

206号です。借人は60歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田で、10年の賃借権を更新して水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するといものです。

次に207号と208号は借人が同じためまとめて説明します。借人は64歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田で、10年と5年の賃借権を更新して水稻を作るといものです。賃料は、207号は米180kgを物納し、208号は、10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するといものです。

次の209号と210号は、借人が同じためまとめて説明します。借人は、58歳。申請地は、物部の田で、5年の賃借権を更新してニラを作るといものです。賃料は、209号は2筆で50,000円を口座振込し、210号は10aあたり20,000円を現金で支払うといものです。

会長 弘田局長	次の２１１号と２１２号もまとめて説明します。借人は７１歳。申請地は、蔵福寺島の田で、５年の賃借権を更新してショウガと野菜を作るというものです。賃料は、ショウガの時は１０ａあたり ６０,０００ 円を、ショウガ以外の野菜を作るときは１０ａあたり ３０,０００ 円を口座振込するというものです。 ２１４号です。借人は、７２歳。申請地は、岡豊町常通寺島の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、１０ａあたり米３０kgを物納するというものです。 ２１５号です。借人は６２歳。申請地は岡豊町笠ノ川の田で、５年の賃借権を更新してハブ草とサツマイモを作るというものです。賃料は総額 ２３,０００ 円を現金で支払うものです。 次に２０ページの２２２号と２２３号をまとめて説明します。借人は、４０歳。申請地は、立田の田で、２０年と１０年の使用賃借権を設定してニンニク・青ネギを作るというものです。 以上、１９５号から２２３号まで、審議よろしく願いいたします。 はい、事務局より説明がございました。ご意見、ご質問はございませんか？ (質問・意見なし) ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか？ (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり) はい。そのように取り扱いをいたします。以上で議案の審議は終わりました。次に局長より冒頭で議案の提案がありましたので、それについて審議を願いたいと思います。西井一成さんが農業委員を辞任ということで、出ております。農業委員の辞任届の提出がありました、このことについて事務局より説明を頂きます。よろしくお願いします。 はい、では私の方から説明をさせていただきます。西井委員の方からですね、長期の体調不良により農業委員の業務ができないため、との理由により西井委員のご家族の方を通じて、市長及び会長宛に令和３年１１月２日付で辞任届の提出がされております。
-----------------------	--

会長	辞任届につきましては、同月 5 日付で、令和 3 年ですね、11 月 5 日付で農林水産課及び農業委員会事務局が受付しております。同日 5 日付で市長から会長宛に西井委員の辞任についての諮問がっております。農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項に委員は正当な事由があるときは市町村長及び会長の同意を得て委員を辞任することができる、とあります。ご家族の方からも西井委員の体調不良により農業委員を続けることが難しいとのことを伺っておりますので辞任理由については正当な自由であると判断できるものと考えております。辞任について農業委員会で同意の決定をしたのち、本日ですね、総会で同意の決定をした後市長にその結果を答申し、市長決裁後に辞任が確定するという形になります。西井委員の辞任について総会の議決が必要ですのでよろしくお願いいたします。 はい、ただいま事務局長より説明がありましたが、お諮りをいたします。西井委員の辞任理由について本人の長期の体調不良により農業委員の業務ができないとありますが、これを正当な理由であるとして辞任届を本日付で受理し、このことを市長に答申してよろしいでしょうか？ （「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり） はい、それでは農業委員の西井委員は辞任を、本日 11 月 8 日で受理し、同日付で市長に答申することといたします。なお、辞任日は市長決裁の日となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは議案の審議は終わりましたので、他の報告事項は資料を付けておりますのでお目通しを願いたいと思います。 その他事項 ○農地パトロール報告会 （午後 2 時 30 分閉会）
-----------	--

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

平成4年4月8日

会 長

武市 嘉雄

議事録署名委員

池 沢

議事録署名委員

山本 桂